

緊急事態宣言期間中の区の対策について

1 繁華街見回り

(1) 対象地区及び実施日時

*時間は、いずれも午後8時から9時半まで

	日付	対象地域	警察署	消防署	班数
1	4月27日 (火)	新宿2丁目～3丁目	四谷	四谷	2
		高田馬場	戸塚	新宿	2
	4月28日 (水)	新大久保	新宿	新宿	2
		神楽坂	牛込	牛込	2
2	4月30日 (金)	新宿2丁目～3丁目	四谷	四谷	2
		高田馬場	戸塚	新宿	2
		新大久保	新宿	新宿	2
		神楽坂	牛込	牛込	2
3	5月6日 (木)	新宿2丁目～3丁目	四谷	四谷	2
		高田馬場	戸塚	新宿	2
	5月7日 (金)	新大久保	新宿	新宿	2
		神楽坂	牛込	牛込	2

(2) 実施体制

各班は、区職員（管理職）2名、警察官1名、消防署員1名の4名体制

従事員数 区管理職 延べ48名 警察 延べ24名 消防 延べ24名

(3) 活動内容

- ・各地区の休業要請や時短要請に応じていない店舗の状況確認
- ・営業している店舗があれば、チラシを渡し、休業要請や時短要請の告知
- ・活動エリアで、路上飲み等を発見した場合の注意

2 各種媒体を活用した感染予防等呼びかけの実施

(1) 広報車両による呼びかけ（連休中）

神楽坂地区1台、新大久保地区1台、区内主要公園等の巡回1台

(2) 商店街の協力を得て、商店街放送設備を使用した呼びかけ

神楽坂地区、新大久保地区

(3) 街頭ビジョン等を使った呼びかけ

(4) 防災無線を活用したよびかけ

(5) 新宿駅周辺客引きパトロール隊による呼びかけ

3 新宿文化センター（大ホール・小ホール）、区民ホール（四谷・笹塚町・角筈）の有観客利用の自粛の要請

4 新宿中央公園の大型複合遊具の使用禁止

なお、本日（4月23日）午後8時30分から午後9時30分まで、東京都と連携し歌舞伎町地区で街頭呼びかけ活動を行う。